

## 押印見直しの基本的な進め方について

### 1 趣旨

令和2年7月7日付総務省通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」に示された通り、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供に資するとして、地方公共団体においても積極的に取り組むこととされています。

本市においても、第1期小平市経営方針推進プログラムにおいて、「DXの推進（オンライン申請等への対応）」及び「文書の電子化・ペーパーレス化」を掲げており、これらの取組を推進するためには、手続上の押印（押印の義務付け）が課題となります。

こうしたことから、市の手続における押印廃止（押印の義務付けの廃止）に向け、見直しを実施します。

### 2 対象

市民、法人等及び職員に対して求める手続の押印。

※国、東京都及び外部機関の法令等に基づくものは対象外とします。

※行政内部の事務処理に関するもの（決裁印、公印、收受印）は対象外とします。

### 3 基本的な考え方

- (1) 原則、形式的な押印を廃止します。
- (2) 原則、内閣府が示す「地方公共団体における押印見直しマニュアル（以下、「マニュアル」という。）に沿って対応します。
- (3) 押印の廃止により、恒常的に市民等の事務手続の負担の増加が生じる場合は、本市の実情に則し個別に判断します。
- (4) 押印の廃止と合わせて、様式の簡素化や添付書類の必要性の検討等を行い、必要に応じて改善に取り組みます。

### 4 見直しの判断基準

- (1) 押印を求める趣旨の合理性の有無

マニュアルで示されている「押印が求められている趣旨」をもとに、その合理性の有無によって押印の廃止または存続を判断します。

#### 【押印が求められている趣旨】

趣旨	判断のポイント
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	本人確認の手法は多数存在する。
文書作成の真意確認	本人確認がされた本人からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の担保	内容の信憑性は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価される。

### 【押印を求める趣旨の合理性の有無の考え方】

- 登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、基本的に廃止する。
- 登記印や登録印の押印を求めているものでも、印鑑証明書の提出を求めているため印鑑照合を行えない場合には、押印を見直す。
- 制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、印鑑証明まで提出を求めることも考えられる。
- 印鑑証明書の提出を求めているものでも、必要以上に求めている場合には、提出を見直すことが考えられる。

### (2) 押印を求める趣旨の代替手段の有無

「(1) 押印を求める趣旨の合理性の有無」によって、押印を存続させる判断に至った手続について、代替手段を検討することで、押印の廃止または存続を判断します。

### 【代替手段の例】

- 継続的な関係がある者の eメールアドレスや既登録 eメールアドレスからの提出
- 本人であることが確認された eメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる）
- ID/パスワード方式による認証
- 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真の PDFでの添付
- 他の添付書類による本人確認
- 電話やウェブ会議等による本人確認
- 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いた PDFへの自署機能の活用等）
- 実地調査等の機会における確認

## 5 見直しスケジュール

令和3年7月～8月 手続の実態把握	庁内照会により、見直し対象手続の一覧表作成。
令和3年9月～12月 押印廃止手続の決定	各課において、見直しの判断基準に基づき、押印廃止の可否等を行政経営課へ回答。行政経営課において押印の義務付けを廃止する手続を決定。各課において、規則・要綱等改正作業を実施。
令和4年1月～	押印の廃止。

※契約事務、会計事務、補助金事務等にかかる手続については、別途協議します。

■見直しの実施フロー

庁内照会の回答結果を基に、押印根拠の分類ごとに次のとおり取り組みます。また、庁内照会に記載されていない手続及び新たに生じる手続についても、同様に取り組みます。

